

第3回 福山市路上喫煙防止対策協議会 意見概要

1. 日時等

日時：2021年（令和3年）8月11日（水）10:00～12:00

場所：福山市役所本庁舎6階 60会議室

2. 出席者

委員：渡邊一成 会長，杉原成美 副会長，入江孝子委員，上田理那 委員，大原博 委員，
久保義人 委員，栗田慶子 委員，清水直樹 委員，田中知徳 委員，千玉敏之 委員，
宮田明 委員

（11名）

事務局：環境総務課長，廃棄物対策課長，健康推進課長，健康推進課保健企画技術担当課長

3. 欠席者

桐畑修一 委員，三上喜久美 委員

4. 要旨

○会議は，公開で行われた。

○委員13名中11名の出席があった。

5. 報告事項

○第2回福山市路上喫煙防止対策協議会の協議事項の確認について 【資料1】

○デジタル技術を活用した環境出前講座（南・旭小学校）

○福山城築城400年カウントダウン400日前関連イベント 福山駅周辺の清掃活動

【資料2】

- ・参加した小学生に，どのような教育効果や環境に対する意識の変化があったか。
→フィールドワークを通じてごみのポイ捨ての状況に気づき，環境に対しての意識が向上した
ものと考えている。
- ・アンケート自体が教育効果をもたらすものなので，参加した小学生が環境に対して考え，意識を
変えていけるようなアンケートの質問項目にしてもらいたい。
→アンケートの項目については，環境教育に繋がるように，改善していく。
- ・カウントダウンイベントについて，地域の方と盛り上げていくことは高く評価される内容だった
が，アプリを更に活用できるような仕組みを検討してもらいたい。
→活用について検討していく。
- ・参加した美化活動において，雑草が生えている場所にたばこの吸い殻が落ちており，火事になる
可能性があるので危険だと思った。
→美化条例の改正やそれに伴う啓発活動により，火事の危険性なども軽減できるよう取り組ん
でいく。

6. 協議事項

(1) 路上喫煙制限区域の設定について 【資料3】

- ・路上喫煙制限区域を設定するに当たって、根拠となるウォークアブルエリアについて、デザイン計画を法定計画として位置づけることで区域の境界を定めることができれば、安定的な運用につながるのではないかと。
- ・(仮称) 路上区域特別制限区域について、路上喫煙が守られない場合に、当初から罰則を設けるのか。
 - 第2回の協議会では、実効性を高めるために、罰則を設けることも必要という意見があった。啓発などを行っても状況が変わらない場合は、制限区域の中に設けることとした。
- ・市内全域の公共の場における喫煙の制限を努力義務とすると、どれくらい守られるだろうか。もう少し積極的に推進する文言を入れてはどうか。旧健康増進法は努力義務であり、守られなかったことから改正されている。努力義務の考え方について、市民への伝え方を考える必要がある。
- ・かわまちエリアや総合体育館などにエリアを広げることも考えておくべきではないかと。
 - まずは人通りが多く、受動喫煙等のリスクが高い駅前周辺から取り組んでいく。エリアの拡大については、市民の意見や状況などを見極めながら検討していく。
- ・喫煙について、「福山市子ども及び妊婦を受動喫煙から守る条例」にある「配慮義務」と「福山市空き缶等の散乱防止及び環境美化に関する条例」の「努力義務」は何が違うのか、言葉の意味が伝わりにくい。行政や市民の責務について、条例化する際に具体的に示す必要があるのではないかと。
 - 条例化の中で、整理していく。
- ・(仮称) 路上喫煙特別制限区域と(仮称) 美化推進特別重点区域は同じタイミングで指定するのか。
 - それぞれの実態を把握した上で、区域設定の必要性を検討し、個別に指定する。
- ・(仮称) 路上喫煙特別制限区域を指定する際の条件について、予め検討しておく必要がある。
 - 定量的な条件の設定は難しいが、例えば、パトロールや啓発活動をしても、現状のポイ捨て本数や路上喫煙者数が減少せず、増加傾向にある場合には、特別区域の指定について検討を開始するなどの基準は必要と考えている。

(2) 罰則の取扱いについて 【資料4】

- ・路上喫煙制限区域内の市長が喫煙を認める場所とはどこか。
 - 公共の場を喫煙所として利用する場合を想定している。
- ・区域内の私有地に灰皿を設置し、その敷地内であれば、喫煙が可能との認識で良いか。
 - 私有地に対しては直ちに規制をかけることはできないが、啓発などを行う中で、受動喫煙に対して配慮してもらえるような取組は進めていく必要がある。

- ・店先の灰皿で喫煙する方はいる。私有地での喫煙は、受動喫煙が発生してしまい、トラブルになる恐れがある。通行する人のことを考えると喫煙所を複数箇所設置する必要があるのではないかな。
- 店先での喫煙について、受動喫煙が発生するので注意して欲しいとの相談があり、該当の店に対して受動喫煙の害など説明をし、灰皿の撤去などの協力をお願いしている。
- ・「福山市子ども及び妊婦を受動喫煙から守る条例」では、いかなる場所においても配慮義務がある一方、今回改正予定の条例では、私有地での喫煙は可能となる。私有地の喫煙所の設置についてガイドラインを示すなど、整理が必要ではないかな。
- ・路上喫煙の定義（公共の場所・私有地）に矛盾がある。（道路上には灰皿は置けないが、すぐ隣の私有地に灰皿があれば受動喫煙につながる恐れがあり、）同等の健康被害がある状況に対しては、同等の対応が必要ではないかな。
- ・飲食店は、この1年から2年で灰皿を店外へ設置したという経過がある。私有地での規制については、少し時間を置いてから実施して欲しい気持ちがある。
- ・私有地での路上喫煙を一律に防止するのではなく、条例化後の運用として、店舗や商店街等において段階的に取組を進めていく必要がある。事業者の責務など、誰がどうアクションをすれば皆にとって良くなるか、市から周知してもらえないかな。
- ・小さい事業所単位での喫煙所設置は難しいので、市からの助成金があれば良い。たばこ税は市町村税なので、路上喫煙防止に対する活動に利用できるのではないかな。

(3) 路上喫煙・ポイ捨て防止効果を検証する実証実験について 【資料5】

- ・(路上喫煙制限区域の設定と喫煙所の設置がセットとの考えであれば) アンケートに仮設喫煙所の要・不要を聞く必要は無いのではないかな。
- ・福山駅前で実施すると、喫煙者が集中した場合、喫煙所内で想定される人数を超過し、おおいが漏れる恐れがあるのではないかな。
- ・たばこの受容度（好き・嫌い・対策されていれば良いなど）によって実証実験に対する意見が変わってくる可能性があるので、受容度を考慮したアンケート内容にする必要がある。
- ・浮遊粉塵濃度について、たばこに由来する成分の特定が難しいのではないかな。
 - 屋外についての基準値、明確な測定方法は無いが、他市の手法を参考にしながら測定し、影響を見極めていく。
- ・喫煙所のタイプによって新型コロナウイルス感染が懸念される。人数制限や離れて吸うようにするなど、予め考えておく必要がある。
 - 喫煙所内の状況がわかるように壁の一部を透明にすることで、中の人数を確認できるようにする。また、利用に当たっての注意事項の掲示などによって、密にならないような環境づくりを考えている。
- ・近隣の飲食店にもアンケートを実施してはどうか。地域の方と協力して取り組むためにも、活用できるのではないかな。

- ・商店街に対してもアンケートを実施して欲しい。
- ・駅前で利用者が多いことが想定される。アイネスの角を期間限定で使わせてもらうなど、複数箇所設置し、需要と供給が合うように設置した方が良い。1か所だと人が集中し、良い結果が得られないのではないか。
- ・近隣のパチンコ店の利用客が喫煙所を利用するなど、設置場所の周辺状況も考慮する必要がある。
- ・実効性のある取組にするため、一定程度の喫煙所を確保する必要がある。民間で設置する場合、ガイドラインなどに沿って設置した喫煙所に対して行政からのお墨付きを与えることで、長期的な運用が可能となるのではないか。